

海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、新規就農者の農業の生産性向上、効率化等の取組を推進し、農業経営の安定を図ることを目的として、新規就農者農業ICT技術導入支援事業を実施する団体が行う助成に対し、補助金を交付することについて、海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 就農 自らの名義で農地の所有権又は利用権を有し、新たに農業を開始すること。
- （2） 認定新規就農者 海老名市内に主たる営農する農地があり、海老名市青年等就農計画の認定を受けている者（経営の全部又は一部を継承している場合は除く）。

（補助対象団体）

第3条 補助対象団体は、一般社団法人海老名市農業支援センター（以下「農業支援センター」という。）とする。

（補助対象事業）

第4条 補助対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、農業支援センターが認定新規就農者が実施する農業ICT技術の導入の支援を目的として助成金を交付する事業とする。

（補助対象経費等）

第5条 補助対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）、補助金の額、補助条件等は、別表のとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、特

段の定めがない限り、その端数を切り捨てるものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、用地の取得又は賃貸借に要する費用及び国、県又は市の他の補助又は奨励対象となった事業については、適用しない。

(交付申請)

第6条 農業支援センターを代表する者（以下「団体代表者」という。）は、補助対象事業の着手前に、海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 補助事業の計画及び効果

(2) 補助事業に係る収入支出の計画

(3) 認定新規就農者が次の事項について誓約した旨がわかる書類

ア 補助金の交付決定後、補助金の交付を受けた日から起算して10年間継続して、事業実施地において農業を行うこと。

イ 「海老名市スマート農業研究会」への入会や、必要に応じ栽培データの提供など、地産地消に関する事業及び各種農業施策に積極的に参加・協力すること。

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金の交付の可否を決定し、海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金（交付・不交付）決定通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた団体代表者は、海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金交付請求書（第3号様式）により、当該補助金の交付を市長に請求することができる。

- 2 市長は、前項に規定する請求があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助事業の変更等）

第9条 団体代表者は、補助事業の内容を変更、又は中止する場合は、速やかに海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金（変更・中止）承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する承認申請書の提出があったときは、当該承認申請に係る書類を審査し、補助事業の内容を変更、又は中止することが妥当と認めたときは、海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金（変更・中止）承認通知書（第5号様式）により団体代表者に通知するものとする。

（状況調査等）

第10条 市長は、補助金の交付に関して必要があると認めるときは、団体代表者に対して報告を求め、又は団体代表者に実地調査を行わせることができる。

（実績報告）

第11条 団体代表者は、補助事業が完了したときは、事業完了日から20日以内又は交付決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（1）事業報告書

（2）収支決算書

（3）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金確定通知書（第7号様式）により団体代表者に通知するものとする。

（補助金の額の精算）

第13条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた団体代表者は、その確定した額と第7条の規定により交付決定した補助金の額との間に差額があるときは、その差額を市長に返還しなければならない。

(就農状況報告)

第14条 団体代表者は、助成金の交付をした認定新規就農者について、各年度における就農状況を海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金就農状況報告書（第8号様式）により、当該年度の翌年度の4月30日までに市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、補助事業実施年度分から翌々年度分まで行うものとする。

(就農状況の確認等)

第15条 市長は、前条第1項の規定により就農状況報告の提出を受けたときは、青年等就農計画に沿って計画的な営農ができているかどうか実施状況を確認するものとする。

(決定の取消し等)

第16条 市長は、団体代表者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。

(4) 就農状況報告を定められた期間に行わなかったとき。

(5) 助成対象となった認定新規就農者が適切な農業経営を行っていないと市長が判断したとき。

(6) 法令又はこの要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、書面により団体代表者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、その返還を命じることができる。

(書類の整備等)

第 18 条 団体代表者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他の関係書類を整備し、当該補助事業の完了する日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(補則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

《令和 4 年 4 月 1 日・制定》

《令和 5 年 7 月 1 日・一部改正》

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

海老名市長

住 所

団体名

代表者氏名

海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金交付申請書

年度海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金の
交付を受けたいので、海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金
交付要綱第 6 条の規定により申請します。

1 事業の目的

2 交付申請額 円

3 事業の着手及び完了予定日

着 手 年 月 日
完了予定日 年 月 日

4 添付書類

☐ 事業計画書（補助事業の計画及び効果がわかる書類）

☐ 収支予算書（補助事業に係る収入支出の計画がわかる書類）

☐ 認定新規就農者が次の事項について誓約した旨がわかる書類

ア 補助金の交付決定後、補助金の交付を受けた日から起算して 10 年間
継続して、事業実施地において農業を行うこと。

イ 「海老名市スマート農業研究会」への入会や、必要に応じ栽培データ
の提供など、地産地消に関する事業及び各種農業施策に積極的に参加・
協力すること。

☐ その他（ ）

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金交付・不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金の交付については、次のとおり交付・不交付することに決定したので、海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 補助金額 円

2 補助条件

- (1) 事業の内容を変更、又は中止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - ア 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
 - エ 就農状況報告を定められた期間に行わなかったとき。
 - オ 助成対象となった認定新規就農者が適切な農業経営を行っていないと市長が判断したとき。
 - カ 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うこと。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

海老名市長

住 所

団体名

代表者氏名

海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金交付請求書

年 月 日付けで交付決定を受けました海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金について、補助金の交付を受けたいので、海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 請求額 金 円

3 振込先	金融機関名	銀行・信用金庫 農協・()	本店 支店
	種類 普通・当座	口座番号	
	口座名義人(カタカナ)		

第 4 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

海老名市長

住 所

団体名

代表者氏名

海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金（変更・中止）申請書

年 月 日付けで交付決定を受けました海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金に係る事業について、下記理由により事業を（変更・中止）したいので、海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により申請します。

記

1 既交付決定額 円

2 変更・中止後の交付申請額 円

3 変更・中止の理由

4 変更の内容

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金変更・中止承認通知書

年 月 日付けで申請のありました海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金に係る事業の（変更・中止）については、下記のとおり承認することとしたので、海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 既交付決定額 円

2 変更交付決定額 円

3 交付条件

- (1) 事業の内容を変更、中止しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。
- (3) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
 - ア 偽りその他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき。
 - エ 就農状況報告を定められた期間に行わなかったとき。
 - オ 助成対象となった認定新規就農者が適切な農業経営を行っていないと市長が判断したとき。
 - カ 法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) その他海老名市補助金等の交付に関する規則（昭和58年規則第12号）に定めるところに従うこと。

第 6 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

海 老 名 市 長

住 所

団体名

代表者氏名

海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けました事業が完了しましたので、海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、関係書類を添えて報告いたします。

記

1 事業の着手及び完了年月日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

2 事業の成果

3 添付書類

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

様

海老名市長

海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました海老名市新規就農者
農業ICT技術導入支援事業補助金については、次のとおり交付すべき額が確
定したので、海老名市新規就農者農業ICT技術導入支援事業補助金交付要綱
第 1 2 条の規定により通知します。

記

1	補助対象事業費	円
2	交付決定額	円
3	交付確定額	円
4	差引額	円

第 8 号様式(第 1 4 条関係)

年 月 日

海 老 名 市 長

住 所

団体名

代表者氏名

就農状況報告

海老名市新規就農者農業 ICT 技術導入支援事業補助金交付要綱第 1 4 条の規定により就農状況報告を次のとおり報告します。

1 報告対象者及び補助事業開始年度

報告対象者氏名	補助事業実施年度

2 営農実績報告

作物・部門名		作付面積(a)・飼養頭数(頭)等			
合 計					
農業経営 の構成(交 付対象者 本人・家族 労働力)	氏 名	年齢	交付対象者・交 付対象者との続 柄 (法人経営にあたって は役職)	年間の 農業従事 日数※	担当業務
			本人		
雇用労働 力	(人・日※)				

※ 1 日の農業従事時間を 8 時間で換算

3 経営規模の報告

経営耕地	区 分	面積（a）
	所有地	
	借入地	

4 計画達成に向けた今後の課題と改善に向けた取組

（青年等就農計画の達成に向けた課題、改善策及びその取組状況を記載する。）

計画達成に向けた課題	改善策 （課題解決に向けた改善策を具体的に記入）	改善策の取組状況等 （改善策の取組状況、結果及び課題の解決状況を具体的に記入）

添付書類

- 1 作業日誌の写し
- 2 確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し

別添 1

作業日誌

[illegible]

月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
月	日		
			合 計

※ 上記内容が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助金の額	補助条件等	備考
認定新規就農者が実施する環境制御機器等整備工事一式に係る経費	補助対象経費の1／2以内（ただし、1事業当たり1,500万円を上限とする。）	支援を実施する認定新規就農者が海老名市スマート農業研究会への入会等、各種農業施策に積極的に参加、協力すること。	用地の取得又は賃貸借に要する費用及び国、県又は市の他の補助又は奨励対象となった事業については、適用しない。